○文部科学省告示第四十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、大学評価基準、評価方法等の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月八日

文部科学大臣　馳　浩

一　公益財団法人大学基準協会

1　役員の氏名の変更

変更前	変更後
会長 納谷廣美 副会長 浅原利正、勝野眞吾、川口清史、佐藤東洋士、高田邦昭、吉岡知哉 理事 相原博昭、有川節夫、石川憲一、植木俊哉、鎌田薫、楠見晴重、小出忠孝、近藤倫明、佐藤和人、島本和明、清家篤、仙波憲一、田中優子、徳久剛史、永田恭介、原島文雄、平野俊夫、福田秀樹、福原紀彦、見上一幸、水野明哲、村田治、村田晃嗣、山口佳三、山崎光悦、吉澤靖之 監事 今田寛、齋藤康	会長 永田恭介 副会長 佐藤東洋士、徳久剛史 理事 近藤倫明、村田晃嗣、山崎光悦、吉岡知哉、石井洋二郎、石川憲一、植木俊哉、越智光夫、鎌田薫、楠見晴重、久保千春、郡健二郎、小林弘祐、佐藤和人、佐藤光史、島本和明、清家篤、仙波憲一、田中優子、福宮賢一、見上一幸、三島良直、村田治、山口佳三、吉澤靖之、吉田美喜夫 監事 今田寛、齋藤康

2　大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更

㈠　評価方法及び評価の実施体制

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の定める「大学評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「大学評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

㈡　評価に係る手数料の額

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の正会員は、一大学あたり二百万円とし、一学部につき三十五万円及び一研究科につき三十五万円を加えた額とする。ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する。正会員以外については、正会員費に五を乗じた額を上記に加えた額とする	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

3　短期大学の評価に係る事項の変更

㈠　評価方法及び評価の実施体制

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の定める「短期大学認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「短期大学認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

㈡　評価に係る手数料の額

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の正会員は、一短期大学あたり二百万円とし、一学科につき二十万円を加えた額とする。ただし、一評価手数料に消費税分を上乗せして納入する。正会員以外については、正会員費に五を乗じた額を上記に加えた額とする	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

4　専門職大学院のうち法科大学院の評価に係る事項の変更

㈠　大学評価基準

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院基準」（平成二十三年四月二十二日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院基準」（平成二十七年十月二十二日改定）による

㈡　評価方法及び評価の実施体制

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「法科大学院認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

㈢　評価に係る手数料の額

変更前	変更後
一研究科あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

5　専門職大学院のうち経営分野（経営管理、会計、ファイナンス、技術経営等）の評価に係る事項の変更

㈠　評価方法及び評価の実施体制

変更前	変更後
公益財団法人大学基準協会の定める「経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十六年三月十一日改定）による	公益財団法人大学基準協会の定める「経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による